

轟病院のリハビリ

当院では全ての患者さんに『諦めないリハビリ』を提供しています。

「また自分で歩きたい」、「また自分でご飯を食べたい」といった願いを叶えるお手伝いをしています。



リハビリテーション部

理学療法士：5人 作業療法士：4人 言語聴覚士：3人

- ・運動器リハビリテーションⅠ
- ・呼吸器リハビリテーションⅠ
- ・脳血管疾患リハビリテーションⅡ
- ・廃用症候群リハビリテーションⅡ
- ・摂食機能療法
- ・退院前訪問指導
- ・退院時リハビリテーション指導
- ・リハビリテーション総合実施計画料 算定率100%
- ・早期リハビリテーション加算

疾患別リハビリテーション

当院には医療必要度が高く、自宅や介護施設では対応できない患者さんが多く入院されています。それでも1日でも早く自宅等に帰れるように、リハビリに力を入れています。脳疾患リハや運動器リハ、呼吸器リハなどの疾患別リハビリは算定できる期間が定められていますが、その間は1日6単位（2時間）を目標に、患者さんの希望や状態に合わせてPT、OT、STが代わる代わる毎日リハビリをしています。



『13単位』のリハビリテーション

現在の保険制度では、疾患別リハビリテーションの期間がすぎると毎月13単位（4時間程度）のリハビリテーションしか認められなくなってしまうます。一般的に療養病棟と言われているところでは13単位のリハビリをしないことが多いようです。しかし当院ではできる限り『13単位』もしっかり介入するようにしています。

13単位に該当する患者さんはほとんどが寝たきりの状態です。しかしここで可能な限りリハビリをすることによって拘縮予防ができ、それによって脱臼や骨折のリスクを低減し、清潔の保持も容易になります。

この『13単位』を大切にすることが当院の『諦めないリハビリ』を体現していると言っても過言ではありません。



外来リハビリテーション 訪問リハビリテーション

当院では『外来リハビリテーション』や『訪問リハビリテーション』も行っており、退院後に通院でも在宅でもリハビリを継続することができます。

自分の足で立つこと、自分の口で食べることなど健康的に生きる力の根源を衰えさせないお手伝いを継続しています。



医療法人公人会 轟病院

382-0000 須坂市須坂1239

TEL;026-245-0126